第３２回千葉市情報公開審議会議事録

１　日　時：令和５年８月２４日（木）　午前１０時００分から

２　場　所：千葉市役所本庁舎５階Ｌ５０１会議室

３　出席者：

（１）委員

本澤陽一会長、下井康史副会長、栗原春江委員、大塚誠委員、小林裕三委員、

中村直人委員、渡辺静子委員

（２）事務局

中尾総務部長、渡邊市政情報室長、土谷主査、原田主任主事、篠田主事

（３）実施機関

（情報システム課）

田中情報システム課担当課長、渋谷主査

４　報　告

（１）令和４年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告
（２）システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の実施予定及び千葉市特定個人情報保護評価マニュアルの改訂について
（３）公文書管理条例の制定に伴う千葉市情報公開条例の改正について

５　報告の概要

報告
（１）令和４年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告
（２）システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の実施予定及び千葉市特定個人情報保護評価マニュアルの改訂について
（３）公文書管理条例の制定に伴う千葉市情報公開条例の改正について

６　会議経過

（渡邊市政情報室長）　大変お待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

市政情報室長の渡邊と申します。昨年度の審議会では、予防接種に関する特定個人情報保護評価のご審議に加えまして、改正法の施行までの時間が限られる中、本市の個人情報保護制度の見直しについて、慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、本年度初めての審議会になりますので、議事に入ります前に、新任委員のご紹介及び事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、新任委員の方をご紹介させていただきます。

大塚誠委員でございます。

（大塚委員）　大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（渡邊市政情報室長）　須藤博文委員におかれましては、辞任願がございまして、令和５年４月３０日付で解嘱をさせていただいております。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

総務部長の中尾です。

（中尾総務部長）　中尾です。よろしくお願いいたします。

（渡邊市政情報室長）　市政情報室主査の土谷です。

（土谷主査）　土谷でございます。よろしくお願いいたします。

（渡邊市政情報室長）　同じく主任主事の原田です。

（原田主任主事）　原田と申します。よろしくお願いします。

（渡邊市政情報室長）　同じく主事の篠田です。

（篠田主事）　篠田と申します。よろしくお願いします。

（渡邊市政情報室長）　以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、総務部長の中尾より一言ご挨拶申し上げます。

（中尾総務部長）　改めまして総務部長の中尾でございます。

本日は大変お忙しい中、そして大変お暑い中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本来であれば総務局長の大野がご挨拶申し上げるべきところではございますけれども、本日所用で欠席させていただいておりますので、会議の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、毎年度ご報告させていただいております本市の情報公開制度と個人情報保護制

度の運用状況、このほか報告事項が２件ございます。１件目は、令和７年度までに移行予定となっております住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報保護評価の実施スケジュールの見込みについてご報告させていただきますとともに、評価書のマニュアルの一部改訂につきましてのご報告となります。

それから２件目は、今年度予定しております公文書管理条例制定に伴いまして、千葉市情報公開条例の一部を改正する予定となりますことから、改正の概要をご報告させていただくものとなります。公文書管理条例の制定につきましては、条例検討委員会に諮問させていただきまして検討をお願いしておりましたが、先月、答申がありましたことを受けまして、令和６年４月の施行に向けた準備を進めているものでございます。委員の皆様におかれましては、本日の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、その他の報告につきまして、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（渡邊市政情報室長）　それでは、本澤会長、よろしくお願いいたします。

（本澤会長）　本澤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど室長からもお話がありましたけれども、昨年度から今年度にかけて制度改定がありまして、この審議会の位置付けや内容も変わった部分はありますけれども、引き続き委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

ということで、ただいまから第３２回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日、井原委員がご都合のため欠席となっております。本日、私を入れて７名の委員でご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第６条第２項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日の会議は事前に委員の皆様にご案内をしておりますとおり、公開の会議として開催いたしておりますが、傍聴の方はいらっしゃいますか。

（渡邊市政情報室長）　いらっしゃいません。

（本澤会長）　分かりました。

◆報告（１）令和４年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告
（２）システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の実施予定及び千葉市特定個人情報保護評価マニュアルの改訂について
（３）公文書管理条例の制定に伴う千葉市情報公開条例の改正について

（本澤会長）　それでは、お手元の会議次第に従いまして進めてまいります。

まず２番、報告の（１）「令和４年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局等の説明】

（土谷主査）　よろしくお願いいたします。

資料の１－１から１－３に沿ってご説明いたします。着席で説明させていただきます。

まず、資料１－１の１ページをお願いいたします。

こちらは昨日、８月２３日に公告をしたものでございまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表をしたものでございます。大きく分けて情報公開条例の施行の状況、個人情報保護条例の施行の状況、そして本審議会の運営状況に分かれておりますので、それぞれご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。

（１）開示請求の件数及びその処理状況でございますが、昨年度は１３２件の開示請求がございました。処理件数としましては１８４件でございまして、これにつきましては、１件の開示請求に対して複数の決定を行われる場合があることによるものでございますが、このうち公文書の全てを開示した決定の件数が３３件でございます。一部黒塗りなどをしてその他の部分だけを開示したというものが部分開示決定で５８件ございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数でございますが、４１件でございます。そのうち３５件が不存在等ということで、そもそも開示請求に係る公文書がなかった、あるいは開示請求の対象となる公文書ではなかった、そういったケースでございます。

次に、開示請求がされましたけれども、その後、別途情報提供をしたなどの事情によって取り下げられたものが５２件でございます。なお、令和３年度は９９件の開示請求がございましたので、やや増加しております。一方、令和２年度は１７３件の開示請求がございまして、明確な要因については分かりませんが、年度によってばらつきが生じているという状況でございます。

次に、同じページ（２）審査請求の件数及びその処理状況でございます。こちらは公文書開示請求につきまして、先ほど部分開示決定や不開示決定など、一部不開示とするものがあると申し上げましたが、その不開示について不服がある場合には審査請求ができることになっております。その審査請求の件数は、令和３年度からの継続案件が１９件、令和４年度に新たに出されたものが２件ございました。令和４年度末時点での処理状況でございますが、裁決まで終わった、つまり完了したものが６件、情報公開審査会に審査中のものが７件、実施機関において検討中のものが８件でございます。

次に、（３）情報公開審査会の運営状況でございますが、昨年度会議は６回行われました。ウの諮問の処理状況といたしましては、答申、審議中、それぞれ２件ずつとなっております。令和４年度中に審査会からいただいた答申のうち、審査会において附帯意見が付されたものがございました。

資料が変わりまして１－３の答申の３２ページ、こちらのほうをお願いいたします。３２ページの下に第７、附帯意見というものがございまして、本件は選挙の立会人等の氏名を不開示とした処分の是非について審査請求がなされたものです。本市は常勤の一般職の氏名は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報として開示の取扱いとしておりますが、非常勤職員については、附属機関の委員等、現に公表されている一部の方の氏名を除き公表予定情報としては取り扱っておりません。このため、審査会の答申では、選挙の立会人等の氏名について、原処分妥当という判断を示された上で、選挙の立会人に限らず、広く非常勤の公務員の氏名について、市民の関心の高さやこれを公にすることによる支障の有無を考慮し、その取扱いについて検討されたいとの意見が付されたものです。

非常勤職員の氏名の開示の取扱いについて、このような附帯意見が示されるのは令和２年度の答申に続いて二度目となっております。これらの答申を受けまして、これまで公表予定情報として取り扱ってこなかった非常勤職員の氏名について、開示に伴って特段の支障がある場合を除きまして、原則開示とする方向で令和６年４月を目途に取扱いを変更する方向で検討が進められていると伺っております。なお、前回の附帯意見は令和２年８月に学校での外国人児童・生徒への指導業務を行う非常勤職員の氏名の開示について、今回と同様の附帯意見が付されておりまして、意見を受けた教育委員会では、児童・生徒への指導や保護者との面談、窓口での受付業務といった、名札を着用して市民等の対応に従事している非常勤職員の氏名について開示とする取扱いに既に変更をしております。

資料１－１の（４）附属機関の会議の公開に関する状況についてご説明をいたします。アの附属機関の数は全部で２２５機関ございます。そのうち全部または一部を公開した会議は２１２回ございました。

次に、ウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうち、その取り扱う情報の性質から原則として非公開としなければならないもの、個人情報を取り扱うものなどになりますが、そういったものが６３機関ございます。

次の、エ、全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開としたもので、こちらは１７回ございました。

次に、（５）と（６）ですが、指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体でありますが、これらについては情報公開条例で情報公開に関して必要な措置を講ずるものとするという規定がございます。それに基づきまして、市と同じように保有する文書について開示の申出があれば開示をするということになっております。指定管理者、出資等法人の状況については記載のとおりでございます。

情報公開条例については以上でございます。

続きまして、個人情報保護条例の施行状況についてご説明いたします。

まず（１）個人情報取扱事務の届出状況についてです。市において個人情報を取り扱う事務を行う場合には、一部職員の個人情報など、例外的に届出が必要のないものはございますが、原則として市政情報室に届出をしてもらうことになっております。そして市政情報室では目録という形で市全体の個人情報を取り扱う事務について公表をしているところでございます。

令和４年度における個人情報を取り扱う事務の届出状況がこの表でございまして、年度末時点で届出されている件数は２，０５９件でございます。

次に、（２）開示請求の件数とその処理状況です。市に対して自分の個人情報を開示してほしいという請求になります。その件数といたしましては、表に記載のとおり、令和４年度では合計で６３件の請求がございました。なお、令和３年度は９８件でございましたので、若干減ったというような状況でございます。処理件数といたしましては７５件でございまして、そのうち全部開示決定したものが２０件、部分開示決定したものが３９件、不開示決定は９件でございますが、９件は全て請求はあったけれども対象情報はありませんといった不存在などを理由とするものでございます。なお、取下げは７件ございました。

次に、次のページの（３）、（４）訂正請求の件数と利用停止請求の件数でございます

が、いずれも令和４年度には請求はございませんでした。

次に、（５）審査請求の件数です。令和３年度からの継続案件として３件ございまして、令和４年度で新規で出された案件はございませんでした。処理状況といたしましては、裁決済みが１件、審議中が１件、審査請求人から取り下げられたものが１件でございます。

次に、（６）個人情報保護審査会の運営状況になります。会議は１回ございまして、ウの処理状況といたしましては、審議中が１件となっております。

次に、（７）簡易な手続による開示の実施状況についてになります。こちらは一定の個人情報についてあらかじめ告示することによって、より簡易な方法、具体的には書面によらずに口頭により開示を求めることができる制度でございます。教育委員会の高等学校などにおける入学試験の得点や調査書などについて実施しておりまして、表に記載したとおり簡易開示がございました。各市立高等学校において７割前後の利用がありまして、合計で５６．２％の方が簡易開示を利用しました。

次のページをお願いいたします。（８）と（９）でございますが、指定管理者と出資等法人に関する開示の申出及びその処理状況については、記載のとおりいずれも昨年度はございませんでした。

最後の３番、この審議会の運営状況になります。令和４年度の本審議会の運営状況は２回で、７月と９月に開催いたしました。

次に、資料１－２をお願いいたします。

こちらは個人情報の本人外収集についての報告でございますが、条例上、個人情報は原則として本人から収集することになっておりますが、例外の一つとして、審議会にあらかじめ意見を聞くことによって、本人以外から収集できる場合が類型化されておりまして、それらについては、その内容の実績を報告することという答申がありますので、ご報告するものでございます。

令和４年度、この類型に該当する本人外収集といたしましては、１ページから４ページに記載したとおりでございまして、栄典、表彰等の選考や、３ページの防犯カメラ、４ページのドライブレコーダーなど、この表に記載のとおりでございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。本人外収集と同じように、個人情報の目的外利用、目的外提供につきましても原則として禁止されておりますが、例外の一つとして、審議会の意見を聞くことによって、目的外利用、目的外提供をすることができる規定となっております。こちらの審議会において一定の類型に該当するものは目的外提供してよい。

ただし、その実績を報告するようにという答申をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

令和４年度は栄典、表彰等の選考を報道機関への提供、弁護士法の規定に基づく提供ということで、記載のものについて目的外の利用や提供を行いました。

一応資料のご説明については以上でございますが、最後に、次年度からの運用状況の方向についてご報告いたします。

今年度までは千葉市情報公開条例及び千葉市個人情報保護条例の運用状況について報告させていただきました。しかし、本年４月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、千葉市個人情報保護条例の廃止及び千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定がされております。そして施行条例では、法及び施行条例に基づく運用状況を公表することとしております。これによりまして、ただいま資料１－２で報告しておりました個人情報の本人外収集等については報告事項ではなくなることとなります。一方で、個人情報保護法では、個人情報ファイル簿を作成し公表することですとか、行政機関等匿名加工情報の提供を実施することですとか、個人情報の漏えい等事案を個人情報保護委員会に報告すること等が規定されておりますので、資料１－１の報告にこれらを加えて報告させていただく予定でございます。また、これまで条例では議会も実施機関の一つとされておりましたが、個人情報保護法は議会には適用されておりません。そのため議会では、「千葉市議会の個人情報の保護に関する条例」を新規制定しまして、当該条例に基づく運用状況を公表する規定を置いております。この議会の運用状況もこれまでと同じように市のその他を実施機関と同時に報告させていただく方向で調整をしております。

運用状況の報告については以上でございます。

【意見交換等】

（本澤会長）　ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、これについて何かご質問やご意見等はございますか。

（下井副会長）　よろしいですか。非常勤の方の氏名を開示するかどうかという問題は非常に悩ましい問題、いろんな問題をはらんでいるんですが、先ほどのお話ですと、今、市では見直しを図っているということで、例えば教育委員会だと名札をつけているからということでしたけれども、そんなに単純に機械的に考えるのはどうかというのが私の考えで、

まず、一番重要なことは、開示請求が求められた文書の内容との関係で考えなければいけないということです。

例えば、あるＡさんという非常勤の方がいたとして、ある文書についてはその氏名を開示するけれども、ある文書については開示しないということは当然あり得るわけで、それは非常勤の人に限らないわけですよね。本市の公務員情報、職務の遂行情報と言われますけども、その開示、不開示の基準は国の情報公開法と同じで、慣行として公にすることとされているもの、あるいはそれが予定されているもの。このように非常に抽象的な表現になっているのは、これは立法経緯を見ると、とにかくいろんな情報があるから、そんな一律には決められないということでこのような定め方になったという経緯があります。そのため、先ほどのご説明だけでは私は非常に不安です。例えば人事情報とかになると、常勤の人だって氏名を出さないことがあるわけですから。

最近あんまり聞きませんが実際に最高裁まで行った事例によりますと、千葉県庁の職員の出勤簿の開示請求というのがあって、その出勤簿を見ると、例えば病気休暇を取った日などが分かってしまいます。その部分は隠さなきゃいけなくて、どこを隠してどこを開けるかというのは非常に難しい問題です。その事例では、結局氏名を出せということになったんですが、それはでも病気休暇であるとか、そういうところは当然隠さなきゃいけないわけですから、とにかくどういう文書における記載であるのかによると思います。とにかく市にはいろんな行政文書がありますから、ただ単に会議の出席者とかであれば、それは非常勤だって出しても私はいいと思いますけれども、例えばより深刻なのは児童相談所ですね。児童相談所とかでいろいろデリケートな案件というのは山のようにあるわけですが、そのときに対応した人とか、実際、警察の取調べに立ち会ったりもしているわけですよね、児童福祉司さんというのは。そういう非常にデリケートなものがいっぱいあって、それは非常勤の人だろうが常勤の人だろうが出せないときは出せないと思うんです。保健所とか、教育委員会だって、例えばいじめの調査に関する文書なども非常にデリケートです。つまりものによるということです。

そのため、先ほどのご報告だけを聞いていると、文書の内容を問わず一律に名札を出しているからというふうにも聞こえたんですけども、それは違うだろうと思うので、そこは慎重に検討していただきたい。

もう一つ、非常に気になったのは、その答申の附帯意見、大林圭吾委員が反対意見を述べられていますけど、これ慣行情報についての解釈についての反対意見じゃないですよね。

（渡邊市政情報室長）　裁量的開示の方法ですね。

（下井副会長）　そこで処理されていて、大林委員も不開示情報としての個人情報に当たることは認めていらっしゃるわけですよ。それでも立会人だから公益的裁量開示をしろという意見なので、その意見に対する対応とは、先ほどの話は違いますよ。そこは議論がずれているような気がしました。

いずれにせよ、私が一番申し上げたいのは、とにかくあんまり一律に事前にルールは決めないほうがいいのではないかということです。千葉市の今までのやり方は国のやり方に従っていると思いますが、国が基本的に非常勤の職員は不開示のはずですから、もちろんこういう審議会の委員とかだったら別ですけれども、今回の千葉市の対応については、私はちょっと一律過ぎるかなと思います。文書の内容によっては市長の名前だって隠さなきゃいけないことがあるわけですから、そこら辺は十分に考慮していただきたいということを意見として申し述べたいと思います。

（渡邊市政情報室長）　今、伺っている範囲で、全ての会計年度職員、非常勤の職員について名札を下げているからということで名前を開示するということを考えているわけではないようです。

（下井副会長）　当然そうなのでしょうね。

（渡邊市政情報室長）　今の段階だと全部を開示することまでは考えておりませんで、どこで線を引くかというのはなかなか難しいのですぐには決められないけれども、開示の範囲を広げる方向で検討しようと考えているというお話を伺っています。先ほど下井先生がおっしゃった、例えば職務に関する内容であったとしても、その対応者の名前が分かることによって、例えば身の危険を感じるだとか、そういう場合については、現時点においても不開示にするという対応となります。なお、裁量的開示については、反対意見を大林先生が述べてくださっていましたが、会の総意としては、裁量的開示を行うまでには至らないだろうということになり、附帯意見として出されているものです。

（下井副会長）　それは私も承知しております。

（渡邊市政情報室長）　範囲を広げる方向で検討して、線引きが難しいから実施機関のほうに任せるけれども、範囲を広げる方向で検討してはどうかというような附帯意見を２回出されております。

（下井副会長）　なるほど。

（渡邊市政情報室長）　１回目のときに個別対応しかしなかったということで、ちょっと

審査会のほうでどうしたらいいのかというようなことで悩まれていたというような事情がありましたので、２回目について、さらに広めに附帯意見をつけるというような方向での意見が付されたというふうに承知しております。線引きがなかなか難しいので、今はまだ検討段階にはなります。

（下井副会長）　つまり、今までは基本的に非常勤は出してこないというふうにやっていたから、だからそれが公にすることが慣行となっていないから開示すべき個人情報に当たらないと、現時点での解釈としてはそれでしようがない。だけど本件については、そうであったとしても裁量的開示をせよと。しかし、そもそも慣行の内容を見直すべきだと、そういうことですか。

（渡邊市政情報室長）　はい。そういうことだと理解しています。

（下井副会長）　分かりました。ただ、私はそこは本当に慎重に考えていただきたいという、さっき身の危険ということをおっしゃいましたけれども、それは確かに平成１１年の情報公開法ができるときの制度の審議会ではそういう話になっていたんですね。だけど、当時と今は全然身の危険の範囲の状況が違いますから、ＳＮＳといった、インターネットがこれだけいろいろ問題になっている時代ですから。

（渡邊市政情報室長）　今、他の政令市で名札を名字だけにしようという動きも出てきているところなので、そういう動きも踏まえながら検討をされるのかなと思っています。

（下井副会長）　それも難しくて、だからある程度から上のほうの人はそれは当然名札をつけなきゃいけないとは思いますけれども、学校の先生とか名札をつけないですよね。とにかくどういう部署なのか、どういう内容なのかということをお考えになられるとは思いますが、身の危険というだけでは足りず、あるいは身の危険というのを少し広めに考えるべきかもしれません。プライバシーの概念も難しいと思います。人によっては公務員の仕事内容なんだからプライバシーのはずがないだろうというふうに単純におっしゃる方はたくさんいるわけで、それは確かにそういう面もあるんですけど、しかしさっき言ったように、人事情報とか、そういうものは公務情報であると同時にプライバシー情報なわけですから、それは上のほうか下のほうか関係ないわけですよね。とにかく情報というのは一旦出ちゃったら歯止めが効かなくなるという恐ろしいところがありますので、一般論として言えば公務員の情報なんだから開示というのはよく分かるんですけれども、一律には決めないでということだけは十分注意していただきたいと、我々としてそれでいいですよというだけでは終われないかと思っているので一言申し上げました。

（渡邊市政情報室長）　ありがとうございます。

やっぱり線引きがなかなか悩ましいところかなと思っております。

（下井副会長）　最終的にはもうケース・バイ・ケースの判断しかないと思います。

（渡邊市政情報室長）　ありがとうございました。

（本澤会長）　報告事項なので、何かこの審議会で意見を出すという形ではないですね。

（渡邊市政情報室長）　はい。いい悪いとかということで賛否をお願いするということではないので、お気づきになったことについてご意見をいただければと思っております。今年度、2回目の審査会の附帯意見があったものですので、制度についての御意見をいただく審議会の皆様に、何か参考意見としていただけるものがあればということで報告をさせていただきました。

ありがとうございました。

（本澤会長）　こちらの件、ほかに何かご意見などありますでしょうか。よろしいですか。

では、こちらの一つ目の報告については以上といたしまして、次に２番の報告の（２）「システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の実施予定及び千葉市特定個人情報保護評価マニュアルの改訂について」ということで実施機関、事務局からご説明をお願いします。

【事務局の説明等】

（渡邊市政情報室長）　では、資料の２－１をお願いいたします。

システム標準化に伴うＰＩＡの実施予定及び千葉市個人情報保護評価実施マニュアルの改訂についてご説明をさせていただきます。

令和３年の９月１日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されておりまして、住民基本台帳法等の２０の対象事務の処理に係る地方公共団体の住民情報系システムについては、令和７年度を目途に国の定める標準的な仕様に準拠したシステムに改修するということとされております。システムの改修に伴いまして、これまで本市で作成して本審議会で点検いただいた後に公表をさせていただいておりました評価書についても順次見直しを行う必要が出てまいります。システム標準化の概要及びスケジュールの見通しと、これに伴い必要となりますＰＩＡの実施スケジュールについて、システム標準化の総括部署となります情報システム課住民情報系システム標準化推進室からご説明させていただきます。

お願いいたします。

（田中担当課長） 情報システム課住民情報系システム標準化推進室長の田中と申します。よろしくお願いします。着席で説明させていただきます。

資料については２－３の２ページからお願いします。

初めに、システム標準化の概要についてですが、地方公共団体の情報システムは、これまで各自治体が個別に開発を行ってきたため、制度改正時の改修に係る自治体職員の負担が大きいということや、システムの仕様が自治体ごとに異なることから、全国一律の施策を迅速に実施することが難しいといった課題がございました。これらの課題に対応するため、基幹業務システムの仕様の統一、標準化を進めるものです。

次に、これまでの国の動きについてですが、令和３年にいわゆるシステム標準化法が施行されまして、これにより対象とされる事務で利用する情報システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行することが地方公共団体に義務づけられました。

対象事務については資料中央に記載してございますが、住民基本台帳事務や税の関係事務などの２０の事務となっておりまして、これに対応する本市のシステムは１０システムでございます。昨年１０月にはシステム標準化法に基づきまして、標準化の推進に関する基本的な事項について定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が策定されまして、標準化の目標期限が令和７年度末と定められました。標準仕様書につきましては、昨年９月までに一旦公開されましたが、行政区の検索に関する機能ですとか、大量一括印刷機能など、指定都市に必要となる要件についてはその後も継続して検討が進められ、昨年度末に一旦確定したところです。

次に、本市の対応状況についてですが、昨年度、情報システム課内に住民情報系システム標準化推進室を設置し、本市のシステム標準化に係る基本方針やスケジュール等を定める全体計画書を策定いたしました。全体計画書では、後ほど説明いたしますが、ガバメントクラウドを利用する方針や、令和８年１月に標準準拠システムに移行することなどを定めております。今年度につきましては、全体計画に基づき各システムの開発基本計画書や調達仕様書の作成など、システム調達に向けた準備を進めているところです。

資料の３ページをお願いいたします。こちらは現行システムのネットワーク構成図となります。住民記録ですとか税務システムなどの基幹業務システムやシステム間の連携基盤として構築しております業務共通システムを本市のデータセンターに集約して運用しております。

次に、４ページをお願いいたします。こちらは標準化実施後のネットワーク構成の案と

なります。資料右側の①と記載のありますガバメントクラウドですが、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するためのシステム環境として政府が提供するクラウドサービスでございまして、標準化に当たってはガバメントクラウドの利用が努力義務とされているところです。本市では、事業者への事前調査の結果、標準準拠システムをガバメントクラウド上で構築する意向を示していたことなどから、標準化対象事務についてはガバメントクラウドを利用する方針としているところです。

次に、資料の左側、②と記載のあるのが本市のシステム環境となります。本市とデータセンターは引き続き運用する方針で、標準化対象外の部門システムや庁内のネットワークシステムなどを運用する予定となっております。ガバメントクラウドとの接続は、本市のデータセンター経由で国が提供する回線サービスを利用することを検討しております。

次の５ページをお願いいたします。標準化対象システムの移行スケジュールとＰＩＡの実施時期についてですが、令和８年１月のシステム移行に向けて、システムごとに事業者に確認した開発機関の外づきシステム移行契約を締結し、来年度から移行作業に着手する予定です。なお、税務システムと国民健康保険システムにつきましては、事前の事業者確認の結果、移行期限である令和７年度末までに対応可能な事業者がなく、最短で令和９年度の移行となる見込みとなっておりますことから、その前提でスケジュールを作成しております。

ＰＩＡの全項目評価につきましては、可能な限り各業務で実施時期を合わせるよう検討しているところでして、令和６年度後半に実施する想定としております。また、税務システムと健康保険システムにつきましては、令和９年度に移行するスケジュールとしているところですが、令和８年１月に向けて現行システムを運用するデータセンターから移転する可能性がございまして、その際に委託内容ですとか、運用の内容に重大な変更が生じた場合には、令和６年度に全項目評価を実施することが必要となります。

次に、６ページをお願いいたします。ＰＩＡの進め方についてですが、国が策定しております標準化の手順書においては、ＰＩＡの標準的な実施期間として２か月から４か月が必要とされているところですが、本市では、過去の実績を踏まえまして約７か月間を見込んでおります。その内訳は、評価書の作成・確認期間として２か月、市民からの意見聴取の期間として２か月半、第三者点検として本審議会での評価書のチェック等に要する期間として２か月半を見込んでいるところです。

説明は以上でございます。

（渡邊市政情報室長） 続きまして、マニュアルの改訂について説明させていただきます。

資料の２－１のほうにお戻りください。千葉市の個人情報保護評価実施マニュアルの改訂についてです。

先ほどご説明のあったシステム標準化のスケジュールにおいて、ＰＩＡの実施の期間が限られてしまうといった事情もありまして、このたびＰＩＡの実施マニュアルを改訂させていただきたく、併せてご報告いたします。

ＰＩＡを初めて実施いたしましたのは平成２６年度で、導入当初から、この情報公開・個人情報保護審議会に第三者機関として評価書のチェックをお願いしております。千葉市では、当時、導入当初ということもあり、国が定めた工程にはなかったのですが、千葉市独自の工程として市民意見聴取の前に審議会への諮問を行い、保護評価部会において評価書の事前点検をお願いするという手続を加えることで、より慎重に、精度の高い確認を行うという運用を行ってまいりました。この評価書は、作成、公表後５年ごとに再評価を行うこととなっており、記載内容をチェックをいただいております。平成２６年度の導入から令和４年度までの間で、これまで千葉市が作成した評価書について８種類ございますけれども、全て再評価までは一通り終わっておりますので、複数回のチェックを済ませて、一定の精度が担保された評価書が公表できていると考えております。

本市がこれまで実施してきた評価書の事前チェックは、マイナンバー制度が始まったばかりということや、作成した評価書が初めてのチェックになるということなどから、慎重を期して市民の目に触れる前に第三者機関に確認していただくことで一定の精度を担保するという趣旨で実施をお願いしてきたものです。このたび、制度導入から数年が経過し、これまでに本市が作成し公表している評価書は現在４４件ございまして、そのうち第三者機関に確認をお願いする全項目評価書が８件ございます。これらについては、評価書の作成当初の確認のほか、再評価まで一通り終えることができていることから、現時点において全ての評価書について、今後も自主的にプラスアルファの事前点検まで実施する必要性はないと考えられること。また、事前点検を実施するまでもないと考えられる場合には、現に省略させていただいたような事例もあるということを踏まえ、マニュアル上も事前点検については一律の実施とせずに、新規の場合など、必要性の高い場合に行うこととし、再実施の場合などを例示して事前点検を省略できる旨、整理したいと考えております。

事前点検の省略の事例といたしましては、今回のシステム標準化など、国の制度改正等で国から示された標準的な仕様に準拠して行うシステム改修などについて省略できる事例

として例示する予定でおります。これは標準的な仕様が示されているために評価書の精度が一定程度担保されていることに加え、国から示されているスケジュールの都合、これが大きいんですけれども、事前点検の実施まで予定しているものではないというところで、先ほどご説明もありましたけれども、市では事前点検まで入れて実施すると平均１０か月ぐらいかかっているというのが今までの標準的な期間なんですけれども、国で想定しているのが２から４か月ということで、とても対応できないような期間でやっていかなくてはいけないという事情がありまして、事前点検の実施まで国のスケジュールで想定されているものではないため、事実上、期限までに事前点検を実施する期間が確保されていない事案が多いといった事情によるものです。

今回のシステム標準化に伴うＰＩＡの実施についても、先ほどスケジュールについて説明がありましたが、令和６年度のＰＩＡの実施に向けて、事前点検を考慮せずともタイトなスケジュールとなっております。先ほどの資料２－３の一番最後のページの表でＰＩＡの進め方、７か月と示しているのは、１回目の事前点検を省略した上で７か月必要という想定をお示しさせていただいているものでございます。事前点検を入れるとさらに期間が必要になって、１０か月程度かかる想定ということになります。

なお、今回マニュアルの改訂に当たりまして、政令市の状況についても調査いたしましたところ、千葉市のように事前点検の段階で審議会に諮問をしているところは、令和４年度調査時点では１市のみであって、制度導入時はまだほかにもありましたが、段階的に廃止しているようで、現時点では１市を除き廃止しているようです。残る１市についても、やはり千葉市と同様の課題を抱えておりまして、システム標準化に伴うＰＩＡの実施については、現時点では一斉点検の省略の検討にまでは至っていないものの、スケジュール的に厳しいとの認識はあるというお話を伺っております。

マニュアル改訂内容は、今申し上げた事前点検の省略についてであり、その他、法改正に伴う規定の引用状況の更新等も併せて行う予定でございます。

システム標準化に伴うＰＩＡの実施予定と、ＰＩＡマニュアルの改訂についてのご説明は以上となります。今後予定しておりますシステム標準化ＰＩＡについて、改定後のマニュアルに沿って事前点検１回目がない状態で、市民意見聴取後に諮問してお願いすることを想定しておりますことから今回ご報告をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、引き続き評価書の確認につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

報告は以上でございます。

【意見交換等】

（本澤会長）　ありがとうございます。

こちらの件で何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

事前点検というのはマニュアルで決めていたのですね。

（渡邊市政情報室長）　マニュアルで事前点検を行うと定めております。基本的には原則として新規のものなどに限り行うという形にさせていただきたいと思っております。これまでは１回目だからということで全件について、原則として事前点検を実施するように定められておりました。

（本澤会長）　分かりました。

他は何かございますでしょうか。

では、こちらの件は以上とさせていただきます。

次に、２番、報告事項の（３）「公文書管理条例の制定に伴う千葉市情報公開条例の改正について」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局の説明等】

（渡邊市政情報室長）　続きまして、資料の３－１をお願いいたします。

千葉市公文書管理条例の制定に伴う千葉市情報公開条例の改正についてご報告をさせていただきます。

１の趣旨をご覧ください。本市では、より適正な公文書等の管理・保存・利活用を行うため、千葉市公文書管理条例の新規制定に向けた検討を進めております。これまで、千葉市公文書管理条例検討委員会という第三者機関を別に設けさせていただいて諮問のご審議をそちらの委員会にお願いしておりました。現在は、先月、条例検討委員会から答申がなされた条例案の骨子を８月１日から３１日までの間、パブリックコメント手続に付しているという状況でございます。

公文書管理条例の案では､後ほどご説明させていただきます特定重要公文書等について、情報公開条例で定める開示請求とは別の利用請求という制度を新たに設けて閲覧をさせることとしております。この新たな利用請求制度の開始に伴いまして、現行の情報公開条例において開示請求の対象としている公文書から特定重要公文書等に該当する公文書を除く改正が予定されておりますことから、委員の皆様にご報告をさせていただくものでござい

ます。

公文書管理条例の概要についての２の（１）をお願いいたします。これまで公文書の定義が情報公開条例に置かれておりましたが、公文書管理条例の制定に伴いまして、公文書の定義についても公文書管理条例で規定されることとなります。また、公文書管理条例では､公文書のうち市政の重要事項に関わり､将来にわたって市の活動または歴史を後づけ、または検証する上で重要な資料となるものを新たに重要公文書として定義しまして、さらに重要公文書のうち、保存期間満了時に市長が引き続き保存の措置を取るもの及び保存のために他の実施機関から市長に移管したもの、また、市政の重要事項に関わり、将来にわたり市の活動または歴史を継承する上で重要な資料となるとして寄贈または寄託を受けたものを特定重要公文書と定義します。これらの特定重要公文書等は、原則として永久に保存されるということとなります。

資料の裏面をお願いいたします。特定重要公文書等の利用請求の概要は、おおむね開示請求と同じになっておりますけれども、イのところにありますとおり、決定期限や本人情報の取扱いなど、一部取扱いが変わるものがございます。例えば、決定期限については、現行の開示請求だと決定まで１４日で延長が４６日となりますが、特定重要公文書等の利用請求については、個人情報保護法と同じような３０日足す延長３０日という形に変わっております。本人情報の取扱いについては、情報公開条例の開示請求ですと、自分の情報については個人情報として不開示になるんですけれども、特定重要公文書等の利用請求では、本人であることが確認できる場合に限り開示対応とするというようなことが想定されているそうです。

３の条例の改正内容ですけれども、今の情報公開条例の改正内容についてのご説明になりますが、公文書の定義が公文書管理条例に移るほか、新たに定義される特定重要公文書等が公文書管理条例の利用請求の対象とされるため、情報公開条例からは除かれるという改正を予定しております。

また、公文書を適正に管理することや、実施機関が公文書の管理に関する規定を設けることなど、公文書の管理に関する定めが情報公開条例の２８条に規定されておりますが、こちらについても公文書管理条例のほうで定められることとなりますので、情報公開条例からは除かれる予定となっております。

４の施行日ですけれども、令和６年４月１日を予定しておりまして、施行日前に作成、取得した公文書についても、特定重要公文書等に該当すると認めるものについては、条例

上の特定重要公文書等として扱う経過措置が置かれる予定と伺っております。

千葉市公文書管理条例の制定に伴う情報公開条例の改正についてのご報告は以上となります。

【意見交換等】

（本澤会長）　ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、こちらの件で何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（下井副会長）　条例改正の報告なので、一応新旧対照表とかを用意してもらえると、何がどう改正されるのか、分かりやすいように思います。私は大体、こういうことなんだろうなというのは分かりますが、どうなんでしょうかね、そういうのがあるとかえって分かりにくいという人もいるかもしれないですし。

（渡邊市政情報室長）　大変申し訳ありません。ただ今パブリックコメント中で、骨子の段階なので、案としてお示しできる段階にないという事情があります。

（下井副会長）　ああ、そうですか。少なくとも３番の条例の改正内容で、（１）と（４）、少なくとも今はこういう条文だけどもとか、そういう説明をしていただかないと、少なくとも私とか会長は法律家としてここに意見を言うことを求められていると思うので、やっぱり条文を出してもらわないと、意見が言いづらいというところがありますので。

（渡邊市政情報室長）　はい。申し訳ありません。

（下井副会長）　今、条例を確認しましたけども、公文書の定義を規定する２条２項のただし書で、１号から３号を除くとなっていて、この除くに公文書管理条例でいうところの特定重要公文書等が増えるということですか。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。まず、公文書の定義自体が公文書管理条例に移るという構成です。

（下井副会長）　ああ、そうかそうか。その上で公文書管理条例のほうの公文書の定義の中で、こういったものは、重要公文書あるいは特定重要公文書、ここには公文書に入るのか。

（渡邊市政情報室長）　公文書に入るのですけれども、特定重要公文書は公文書開示請求の対象にはならなくなるということです。

（下井副会長）　それは情報公開条例のどこで決まるのですか。やっぱり新旧対照表のよ

うな形で言っていただかないと。

（渡邊市政情報室長）　今の段階では条文としての案文が固まっていません。

（下井副会長）　そうかもしれませんが、それだけでは何とも意見の言いようがないです。

（渡邊市政情報室長）　はい。申し訳ありません。

（下井副会長）　あと、個人情報保護との関係はどうですか。つまり、先ほどからの説明の中にもありましたように、昨年から個人情報保護条例というのは単なる施行条例であって、基本的には法律でやるわけですけれども、本人情報の取扱いの中で、本人であることを確認できる場合に限り開示となっている。これは個人情報保護法及び施行条例の対象にはならないということですか。

（渡邊市政情報室長）　いや、個人情報保護法のほうは法律なので対象になります。

（下井副会長）　ですよね。

（渡邊市政情報室長）　法律は重畳的に対象になってくるのかなと思います。

（下井副会長）　どっちでもいけるのですか。

（渡邊市政情報室長）　法律を除けないのではないかと思います。

（下井副会長）　それって法制度のつくりとしてどうですかね。どっちでも駄目だというよりは数倍ましですけれどもね。ちょっとそこら辺の整合性がよく分からないところです。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　ただ、これは公文書管理法の改正に伴う措置なので、千葉市だけの問題ではありませんから、よその自治体どうしていますか。似たような感じですか。

（土谷主査）　検討に際しては他都市の先行条例の規定も参考にして千葉市でも検討していると聞いております。

（下井副会長）　それは当然そうだと思って、実際に私もこの辺り改正の動きの内容を詳しく把握しているわけじゃないので、何とも、今日のご説明を聞いただけでの意見となっているのですが、だからこそ千葉市情報公開条例に基づく開示請求の対象から外すという、その外し方をどう作るのかが、ちょっとこのご説明だけでは分からないですね。特に個人情報保護法ではどうなのかとか、報告事項ですからこれ以上もう申し上げませんけれども、公文書管理条例検討委員会ですか、そちらのほうで個人情報保護法との関係とかをどこまで考えられたのか分かりませんが。

（渡邊市政情報室長）　パブリックコメントの内容を見る限りではそこには触れられていないので、確認をしてみます。

（下井副会長）　それは時々そういうことってありますけど、結構その対象が重なるのにそれぞれの管轄部署がよかれと思ってやったことが、全体を見ると矛盾するということがある。それはよくあることではありますけれども、ちょっと何か奇異な感じはしますね。

（渡邊市政情報室長）　今の段階でその案文をお示しするというのは難しいです。

（下井副会長）　分かりました。

（渡邊市政情報室長）　それでは案文ができたときにご連絡させていただくということで。

（下井副会長）　私にはどうにもならないので。ただ、今後の運用でむしろ困るのは市役所であって。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　だってね、さっき重畳的になるとおっしゃいましたけれども、部署が同じであれば問題ないのかもしれませんが、この情報公開条例に基づく特定重要公文書の利用請求が本人であることが確認できる場合に開示ですよね。不開示情報はどこで判断するのか。情報公開条例の条文で判断するのですか。

（渡邊市政情報室長）　不開示情報は情報公開条例とほぼ同じ形で利用請求のほうでも制定しまして、ただ、自分の情報は個人情報開示請求だったら見られる一方で、情報公開請求をご自身がなさったときは、自分の情報であっても不開示になってしまいます。

（下井副会長）　それだったら本人であることが確認できる場合に開示する意味がないじゃないですか。

（渡邊市政情報室長）　情報公開請求を本人がした場合に、自分の名前が不開示になってしまいますが、特定重要公文書の利用請求を本人がした場合には、その本人の名前が黒塗りにならずに開示されるという。

（下井副会長）　そこの判断は情報公開条例の不開示情報について定めた条文で判断するんですか。

（渡邊市政情報室長）　いや、新たに制定する公文書管理条例で、利用請求という制度を設けまして。

（下井副会長）　ああ、それは個人情報保護法のほうに合わせるのですか、内容を。

（渡邊市政情報室長）　不開示情報ですか。

（下井副会長）　はい。

（渡邊市政情報室長）　不開示情報は、情報公開条例とほぼ同じと伺っております。

（下井副会長）　だからそこがおかしくないですか。だって本人開示なんだから、個人情

報保護法のほうに合わせないといけないんじゃないですか。

（渡邊市政情報室長）　本人開示の部分は個人情報保護法のように開示する前提で。

（下井副会長）　ああ、なるほど。それを公文書管理条例の中でそれを設けるわけですね。

（渡邊市政情報室長）　はい、そうです。一部審議検討協議情報については、歴史的公文書、特定重要公文書になるぐらい保存をされているものについては審議・検討は終わっているだろうという前提で、審議・検討の協議情報を不開示情報にするということの判断はなされなかったのですけれども、それ以外の不開示情報は情報公開条例とほぼ同じという定義をしています。

（下井副会長）　だから、なぜ情報公開条例と同じなんですか。

（渡邊市政情報室長）　個人情報保護条例ともほぼ変わらない。

（下井副会長）　いやいや、本人開示請求なんだと。本人がやることの場合に限り、本人情報の取扱いなんだから、個人情報保護法に合わせないといけないんじゃないですか。

（渡邊市政情報室長）　向こうにも合っているんですよね。

（土谷主査）　そうですね。結果としては基本的にはどなたでもご覧いただける公文書であるということが前提とされていると考えておりまして、その場合に、基本的には情報公開条例と同様にしながら、一部本人からのご請求の場合には、ご本人であることが確かに確認できれば、そこを不開示とする必要はないであろうということです。

（下井副会長）　いえいえ、それを、その開示、不開示の判断基準が情報公開条例の開示、不開示の判断基準に従うということですよね、さっきのご説明ですと。

（本澤会長）　本人部分は個人情報で、自分の情報だったら出ますという。

（渡邊市政情報室長）　そのように聞いています。

（下井副会長）　だから、最終的な着地点としてはそれでいいのかもしれないけど、それを情報公開条例が定めている開示、不開示の基準で判断するのはおかしくないですか、個人情報保護法があるのに。

（渡邊市政情報室長）　利用請求の制度については、結局、情報公開請求との不開示情報との照らし合わせの中で答申のほうで検討がされていたということです。

（下井副会長）　だから原則論としてはそうだと思いますよ。ただ、今問題にしたのは、本人情報の取扱いですよ。本人が請求してきたときの話ですよ。本人であることが確認できれば開示するとおっしゃっていますけど、それは個人情報の本人情報の開示請求の方式の話ですよね。それをなぜ情報公開条例の定める基準で処理するのかということですよ。

（本澤会長）　だから、もし個人情報保護法に基づいて自分の情報を開示してくださいというふうに言ってきたら、そういう請求をされたものとして対応します、公文書管理条例で特定重要公文書ですというふうに、公文書の一環として開示請求があった場合は、基本的には個人名は情報公開条例の基準で考えると。ただ、特別に特定重要公文書等であれば、本人だったらそこは公文書だけれども開示しますということではないでしょうか。

（渡邊市政情報室長）　そうです。そこに載っている個人名は、本人の個人名等は不開示にせずに開示するという取扱いになるというふうな想定と聞いております。

（下井副会長）　だから、最終的にはそれでいいんでしょうけど、その基準のつくり方が私は変だと思いますけれどもね。

（渡邊市政情報室長）　すみません。

（下井副会長）　だって、個人情報保護法の開示、不開示基準と、情報公開条例の開示、不開示基準って似ていますけど微妙に違いますからね。だから、情報公開条例のほうの開示、不開示の基準の特別扱いというふうにするのはおかしくないですか。将来混乱しなければいいなと思いますけれどもね。めったにないでしょうから、特定重要公文書の本人からの利用請求というのは。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　ただ、制度の整合性としては実に妙だと思いますけどね、私は。

（渡邊市政情報室長）　その辺の検討がどのようになされたのかについては確認しておきます。ありがとうございます。

（下井副会長）　いや、報告事項なので、別にそこまでしていただかなくても。とにかく今回の資料でいきますと、情報公開条例との関係のご説明はありますけれども、個人情報保護法との関係は全く出てきません。しかし本人情報の取扱いといったら、これは個人情報保護法との関係が問題になるはずですから。

昔まだ個人情報保護法ができていなかったときに、情報公開条例に基づいて自分の情報を公開してくれという請求があって、それは情報公開だから開示請求者の個性は一切考えませんというのが原則です。だから常識的に考えればご本人の情報だったら開示するというのは原則だけども、それは情報公開条例の話ではないというのが普通の考えで、そのため、本人情報の請求については、それは個人情報保護法、個人情報保護条例でやってくださいということですよね。それが原則なんだけど、例えばうちの自治体では情報公開条例はあるけれども個人情報保護条例がまだないという場合に限って特別に情報公開条例に従

って開示請求できるというのが、随分前の最高裁の判決で。それがあくまでも個人情報保護制度がない場合の特別の扱いで、その後２００３年に個人情報保護法ができて、自治体ではもっと以前からいっぱいあったわけですよね。そういうところでは、もう自分の情報はあくまでも個人情報の本人開示請求のほうでやるんで、情報公開のほうではそういう特別扱いは一切しないというのがもう今までずっと何十年もそういうふうなやり方になってきた。そういう状況の下でこういうことをされると、やっぱりその制度については、私は少なくとも一貫はしないと思いますね。

（渡邊市政情報室長）　今想定している利用請求というのは、対象文書としては、例えば個人情報の請求のように、自己情報、自分の情報みたいな形で対象文書を書いて請求するという形ではなくて、情報公開の開示請求のように、公文書名、利用請求になる特定重要公文書名を書いて開示請求をして、その中に万一自分の情報が紛れている場合の取扱いについて定めているというふうに承知しておりまして、今の下井先生のおっしゃるような、請求方法から丸々個人情報保護制度のほうと同じような請求をさせてというようなことではないと、私のほうでは考えておるんですけれども。

（下井副会長）　その説明はその説明で分かるんですけれども、それだったら今までの議論は何だったんだという感じですよね。それで全部済んじゃうじゃないですか。だから非常に違和感はあります。

（渡邊市政情報室長）　分かりました。ありがとうございます。

（本澤会長）　パブリックコメントというのは、この公文書管理条例案の骨子のところをパブリックコメントにかけているということですか。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。こちらの案でパブリックコメントをしているという段階で、まだ公文書管理条例についても、条文の案のほうがお示しできる段階にはないというふうに伺っておりますので、情報公開条例の部分についても公文書管理条例を受けての改正案になりますので、まだお示しできなくて、申し訳ありません。

（下井副会長）　多分事例はそんなにないでしょうし、さっき事務局説明があったように、自分の情報のつもりで開示請求したわけじゃないけど、たまたま自分の情報があったら、そこは本人であることが確認できれば開いてあげるよという、そういうことなんだと。分からなくはないんですが、しかし、別途同じ文書について個人情報保護法に基づいて開示請求されれば、当然それは対応するわけですよね。そのときに別の基準で考えることになるわけじゃないですか。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　それはおかしくないですか。

（渡邊市政情報室長）　制度の違いがあるのかなとは思います。

（下井副会長）　そもそもよく分からないのは、この特定重要公文書について開示請求しましたと。たまたまご本人の情報がそこにあるから、だったらそのときは本人であることが確認できればその部分は開示するというお話ですけれども、じゃあこの請求者が開示を求めたとき、そこに自分の情報があるかどうか分からない状態で開示請求するということですか。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　それで本人確認をあえてそこでするというわけですか、任意で。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。そうなると思います。

（下井副会長）　市役所側の判断で。

（渡邊市政情報室長）　はい。含まれている場合には多分開示をするということです。請求のときに本人確認をなさるのか、どの段階でなさるのかというのは、ちょっと制度所管ではないので分かりませんが。

（下井副会長）　情報公開請求とは違うから、全然別のシステムですね、そうすると。だから、それこそ条文を見てみないとちょっと私は何とも言えないですけれど。だから情報公開条例の特別制度ではないんですね、これね。全く情報公開制度とは別のシステムですね、これね。

（土谷主査）　まず公文書というものをどうするかが主たるところで公文書管理条例を制定して、その中で特定重要公文書等というものが位置づけられて、その利用について定められていくということです。

（下井副会長）　そこはよく分かるんです。だからサービスとしてやるということですね。たまたま本人である情報が入っていました。それを本人だからせっかくだから開示してあげましょうということで、市のほうにインセンティブというか、市のほうの判断で、これはサービスとして本人確認を取った上で開けてあげましょうという、そういうシステムですね。

（下井副会長）　だから開示請求権まではないわけです。そういうことになりませんかね。

（本澤会長）　私は本人だから開示されるべきだということを言ってきた人がどうするかということですよね。

（下井副会長）　全然分からないわけではないですか、そこにはね。

（本澤会長）　個人情報保護法でいけば、ああそうですねと言って開示される。

（下井副会長）　だから今のお話だと、自分の情報がそこにあるということが分からない形で、実際は知っているのかもしれないですけど、実際に知っていたら、それは個人情報保護法のほうでやればいいわけだけど、知らないで請求したらたまたま自分の情報があったからサービスとして見せてもらえたと。そうじゃないと情報公開とか個人情報保護とかとの整合性が説明できないような気がしますけどね。

（渡邊市政情報室長）　本人であれば黒塗りにする必要はないんじゃないかというようなことでの方向というふうに伺っているということしか今の段階ではお答えできないです。

（下井副会長）　そのことだけ聞いたら、はあはあという感じですけども、大体それについて強く異を唱えるつもりは全くありませんが、ほかの制度との整合性というのは、先ほど申し上げましたようにとても違和感がありますね、これまでの制度の歴史とかを考えても。まあこれでうまくいくのであればそれで構わないんですが、何かやっぱり法律をやっている人間としてはとても気持ち悪い感じが私はしますけれども、どうですか。

（本澤会長）　どっちでも行けますと言っちゃうのが、じゃあ本当にそれでいいのかというのも。

（下井副会長）　どっちでもいけて、かつそのときの開示、不開示の判断基準が制度上違うわけですよね。ここでは、ほかの自治体も似たような感じなんですかね。

（渡邊市政情報室長）　他の先行市の条例を参考に検討して答申が出ていると伺っております。

（下井副会長）　本人情報の取扱いについてですか。

（渡邊市政情報室長）　恐らくそうだと思います。

（下井副会長）　そうですか。国における本人情報の取扱いはどうですか。

（土谷主査）　公文書等の管理に関する法律を調べまして、１７条に本人情報の取扱いについて規定されておりまして、同様に本人であることを示す書類の提示、または提出があったときは、本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、本人の氏名等については利用させるということで規定がされております。

（下井副会長）　だからそれに倣ったということなんですね。

（渡邊市政情報室長）　そういうものも参考に答申は出ていると聞いております。

（下井副会長）　ということは全く別立ての制度ということですね。ただ、国の場合は、

それ個人情報の本人開示請求の対象じゃないんじゃないですか。

（渡邊市政情報室長）　国のほうは多分歴史的公文書として整理していると思います。

（下井副会長）　ですよね。だからダブらないですよね。

（渡邊市政情報室長）　はい。ダブらなくなると思います。

（下井副会長）　千葉市の場合もダブらないということでいいのですか。

（渡邊市政情報室長）　ダブらない定義にする想定を今のところ伺っていません。

（下井副会長）　国については、公文書の定義を情報公開法、情報公開、個人情報保護法を全部統一し、個人情報保護法の本人開示請求の対象、行政文書にならないということですね、それならすっきりしますけれども。

（渡邊市政情報室長）　個人情報保護法で開示の対象にしている公文書の定義からは国の歴史的公文書扱いにしている文書については除かれるということになりますけれども、本市の千葉市公文書等管理条例で規定する特定重要公文書については、それについて現時点で個人情報保護法において除かれる規定がありません。

（下井副会長）　そこが問題なんじゃないですかね。国のほうは非常にすっきりしています。市でもそのようにしないと、やっぱりさっきの問題が残るんじゃないかと思いますが。

（本澤会長）　国の方は整理がついているけれども、国以外は実はそこは整理がついていない、制度的に整理されていないのかもしれない。

（渡邊市政情報室長）　多分公文書館などを造って、歴史的公文書としてきちんと管理をするという制度にすれば同じように除かれるという形にはなると思うんですけれども、それに至る段階の前の段階というのか、この特定重要公文書が歴史的公文書としての位置づけではない形で利用請求を措置しようとしているので、このような問題が生じるのかなということです。

（下井副会長）　だから何かそこの交通整理を考えなくていいのかなという気はしますけれどもね。現在の千葉市の情報公開条例の２条２項の１号、２号、３号、これが公文書管理条例に移行するわけですよね、この公文書の定義規定が。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。

（下井副会長）　その中にこの特定重要公文書とかが入れば、多分さっきから私がいろいろ言っている問題は回避されている。国の場合はまさにそういうやり方をやっているんじゃないかなという気がするんですけれども、市は違いますか。

（渡邊市政情報室長）　市の場合、特定重要公文書は公文書に入ります。

個人情報保護法のほうの開示請求の対象としているのは法律で対象が決められていて、その法改正がなされない以上は、特定重要公文書というのは個人情報の開示請求から除くというのは難しいのと考えます。

（下井副会長）　除けない以上は本人情報の取扱い、いや、だから国のほうは法律で公文書の意味を整備しているから、本人情報、本人であることが確認できる場合だけは開示するということをすんなり作れるけども、自治体の場合は、条例でそこは個人情報の開示請求の対象を動かせないのに、そっちは国に合わせないで、この特定重要公文書の本人情報の取扱いのところだけは国に合わせるというと齟齬が生まれるんじゃないかということです。

（渡邊市政情報室長）　はい。ありがとうございます。それは国との違いについてはおっしゃるとおりかなと。

（下井副会長）　だからダブるんですよね。ただ、全然別立ての制度と考えればいいのかもしれませんが。

（本澤会長）　国の個人情報保護法のほうを変えてもらえればそれが一番ですが…。

（渡邊市政情報室長）　そうですね。それはなかなかそういうわけにはいかないかなということで。

（本澤会長）　千葉市の条例の方で、何かそこが整合性をつけられるような操作ができるかどうかというところです。

（渡邊市政情報室長）　はい。

（下井副会長）　施行条例ではできないのか、これは。

（渡邊市政情報室長）　開示対象とかは法律の定めなのでというところで、そうするといかんともし難いと思います。

（下井副会長）　もし整合性を取ろうと思ったら、この特定重要公文書の本人情報取扱いという制度をやめるしかないですよね。

（渡邊市政情報室長）　あるいはこれを歴史的公文書の枠の中に持っていくかということですよね。

（下井副会長）　そうです。

（渡邊市政情報室長）　それはおっしゃるとおりかなと思います。

（下井副会長）　本人情報の取扱いというのをやめるというのはちょっとどうかと思うので、今おっしゃった歴史的公文書のほうに入れるほうがよろしいですかね。

（渡邊市政情報室長）　多分そこにまでは踏み切れない事情があったのかというところでこういう制度をつくったのかなと推測するところです。

（下井副会長）　ほかの自治体も同じように。

（渡邊市政情報室長）　同じようにしているところもあるかもしれないですね。歴史的公文書に入れているところもあるでしょうし。

（下井副会長）　歴史的公文書に動かし難い何かがあるんですね。

（渡邊市政情報室長）　そこについては事情を把握しておりませんので、何とも申し上げにくいのですが。

（下井副会長）　何かあれですね、地方についても個人情報保護は全部法律で一律化するということの一つのバグですね。

（渡邊市政情報室長）　すみません。

（下井副会長）　はい。いいです。

（本澤会長）　他はよろしいでしょうか。

◆その他

（本澤会長）　それでは、報告事項については以上かと思いますので、その他として事務局から何かございますでしょうか。

（土谷主査）　本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録の案を作成しまして、委員の皆様へお送りいたしましてご意見を頂戴いたします。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定については本澤会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　では、そうしましたら議事録の最終確定は私のほうにご一任いただいたということでお願いいたします。

　では、以上をもちまして第３２回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。